

立川市広告掲載基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市広告掲載規則（平成22年立川市規則第31号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、市の広告媒体に掲載する広告の内容等について必要な事項を定めることを目的とする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、信頼性の高いものでなければならない。

(掲載広告の審査に関する基本的な考え方)

第3条 掲載広告の審査にあたっては、規則及びこの基準に基づき、市民への影響、公共性、公益性、社会経済状況等に十分配慮したうえ、広告媒体の性質に応じた解釈及び適用を行うものとする。

(規制の対象となる業種又は事業者)

第4条 規則第4条に定めるもののほか、次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 債権の取立て、示談の引受け等に関するもの
- (2) 投機的商品に関するもの
- (3) 占い、運勢判断等に関するもの
- (4) 興信所、探偵事務所その他主として私的な秘密事項の調査又は取扱いに関するもの
- (5) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 法令に違反する事業者又は必要な許可等を受けずに事業を営む者

(市長が指定する国税及び地方税)

第4条の2 規則第4条第1号及び第7条第2項第3号に掲げる市長が指定する国税及び地方税は、個人にあっては所得税及び個人市民税、法人にあっては法人税及び法人市民税とする。

(掲載しない広告)

第5条 規則第5条に定めるもののほか、次の各号に掲げる内容の広告は、掲

載しない。

(1) 人権侵害など公共性の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがあるもの
- イ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ウ 市の事業運営に支障をきたすおそれのあるもの
- エ 科学的根拠に基づかないおそれのあるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤認を招くような表現
(例) 「世界一」「一番安い」等
- イ 射幸心を著しくあおる表現
(例) 「これが最後のチャンス」等
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等の違反の恐れがある業種、商法、商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在及び内容、目的が明確でないもの
- キ 国、地方公共団体その他の公共機関が推奨、保証、指定等をしている
かのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 人の裸体、水着姿等の写真又は絵であって、広告内容に無関係で表示する必然性のないもの
- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ ギャンブル等を勧誘又は推奨するもの
- オ 喫煙や飲酒を推奨し、たばこやアルコール飲料の販売促進を図るもの
- カ その他青少年の身体、精神及び教育に有害なもの

(表示基準)

第6条 掲載広告の表示基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。
- (2) 関係法令、業種ごとに定められている広告表示基準等を遵守すること。
- (3) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

(例) 「メーカー希望小売価格の30%引き」等

- (4) 比較広告については、主張する内容が客観的に実証されていること。
- (5) 無料で参加又は体験できるもののうち、一部費用がかかることがある場合は、その旨を明示すること。
- (6) 著作権及び肖像権を侵害しないこと。

(ホームページに関する基準)

第7条 広告主のホームページにリンクする広告(バナー広告)については、当該広告のリンク先であるホームページの内容についても、直接掲載する広告と同様に見なして審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 他のホームページを集合し、又はその内容を掲載してリンク先の情報を紹介することを主目的とするホームページにおいては、リンク先のホームページの内容についても直接掲載する広告と同様に見なして審査し、掲載の可否を決定するものとする。

(業種又は広告媒体ごとの基準)

第8条 広告の掲載にあたっては、規則及びこの基準のほか、別表に定める業種ごとの基準に基づいて審査するものとする。

2 広告媒体の性質により必要と認めるときは、広告媒体ごとの基準を別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第 8 条関係）

| | 業 種 等 | 基 準 | 主な関係法令 |
|---|-----------------------|---|------------------------|
| 1 | 人材募集広告 | <p>(1)人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあつ旋の疑いのあるものは、認めない。</p> <p>(2)人材募集に見せかけて、商品、材料若しくは機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。</p> | 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号） |
| 2 | 語学教室等 | <p>安易さ及び授業料・受講料の安価さを強調する表現は、使用しない。</p> <p>(例)「1 か月で確実にマスターできる」等</p> | |
| 3 | 学習塾、予備校等 (専門学校を含む) | <p>(1)合格率など実績を載せる場合は、事実又は客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示すること。</p> <p>(2)通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設等が不明確なものは、掲示しない。</p> | |
| 4 | 外国大学の日本校 | <p>下記の趣旨を明確に表示すること。</p> <p>「この大学は、学校教育法に定める大学ではありません。」</p> | 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） |
| 5 | 資格講座 | <p>(1)国家資格でない労務管理士などの名称で講座を設ける場合においては、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないといった誤解を招くような</p> | |

| | | | |
|---|-------------|---|--|
| | | <p>表現はしないものとし、下記の主旨を明かに表示すること。</p> <p>「この資格は、国家資格ではありません。」</p> <p>(2) 国家資格に係る講座については、当該講座の受講だけで資格が取得できるような紛らわしい表現はしないものとし、下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」</p> <p>(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品若しくは材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのような誤解される表示はしない。</p> | |
| 6 | 病院、診療所及び助産所 | <p>(1) 医療法第6条の5から第6条の7までの規定の範囲内で表示すること。</p> <p>(2) 医療若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項及び広告適正化のための指導等に関する指針等の規定に違反していないこと。</p> <p>(3) バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、医療法</p> | <p>医療法（昭和23年法律第205号）</p> <p>医療若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（平成</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | により規制を受ける広告にあたらな いため、前号の規定は適用しない。 | 19年3月30日付 け医政発第330014 号) |
| 7 | 施術所（あん まマッサージ 指圧、はり、 きゅう及び柔 道整復） | (1)あん摩マッサージ指圧師、はり、き ゅう師等に関する法律第7条又は柔 道整復師法第24条に規定する事項 以外は、表示しないこと。 (2)施術者の技能、施術方法又は経歴に 関する事項は、表示しない。 (3)法定の施術所以外の医療類似行為 を行う施設（整体院、カイロプラク ティック、エステティック等）の広 告は掲載できないため、必ず業務内 容の確認をすること。 | あん摩マッサージ 指圧師、はり師、 きゅう師等に関す る法律（昭和22年 法律第217号） 柔道整復師法（昭 和45年法律第19 号） |
| 8 | 医薬品、医薬 部外品、化粧 品及び医療用 具（健康器具、 コンタクトレ ンズ等） | (1)薬事法第66条から第68条までの規 定及び医薬品等適正広告基準その他 関係規定に反しないこと。 (2)医療器具については、厚生労働省の 承認番号を記載すること。 | 薬事法（昭和35年 法律第145号） 医薬品等適正広告 基準（平成29年9 月29日薬生発09 29第4号厚生労働 省医薬・生活衛生 局長通知） |
| 9 | 健康食品、保 健機能食品及 び特別用途食 品 | (1)健康増進法第31条、薬事法第68条、 食品衛生法第20条その他関係規定 に反しないこと。 (2)健康食品については、医薬品と誤認 されるような効能及び効果の表示は | 健康増進法（平成 14年法律第103 号） 食品衛生法（昭和 |

| | | | |
|----|----------------------------|--|--|
| | | しない。 | 22 年法律第 233 号) |
| 10 | 介護保険法に規定するサービスその他高齢者福祉サービス | <p>(1)サービス全般（老人保健施設を除く。）</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載者に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者に限ること。</p> <p>(2)保健施設</p> <p>介護保険法第 98 条に規定する事項以外は、掲載しない。</p> <p>(3)有料老人ホーム</p> <p>ア 有料老人ホーム設置運営標準指針に規定する事項を遵守し、同指針別表中「有料老人ホームの類型及び表示事項」に規定する事項は、すべて表示すること。</p> <p>イ 有料老人ホームの運営が、所管する都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 有料老人ホームに関する不当な表示に抵触しないこと。</p> <p>(4)有料老人ホームの紹介業</p> <p>広告掲載者に関する表示は、法人名、代表者名、所在地連絡先及び担</p> | <p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）</p> <p>有料老人ホーム設置運営標準指針（平成 14 年 7 月 18 日老発第 07180 03 号厚生労働省老健局長通知）</p> <p>有料老人ホームに関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）</p> |

| | | | |
|----|-----------------|--|---|
| | | 当者名に限る。 | |
| 11 | 不動産業 | <p>(1) 広告掲載者に関する表示は、名称、所在地、連絡先及び許可免許証番号とすること。</p> <p>(2) 不動産の売買又は賃貸の広告には、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。</p> <p>(3) 不動産の表示に関する公正競争規約による表示規制に従うこと。</p> <p>(4) 新築共同住宅の売買の広告には、新築工事を請け負った建設業者名を明記する。また、建設業法第22条第3項の規定により、一括請負をした場合は、実際に施工した建設業者名も明記すること。</p> <p>(5) 契約を急がせるような表示のものは、掲載しない。</p> <p>(例)「早いもの勝ち」「残りあとわずか」等</p> | <p>宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号)</p> <p>不動産の表示に関する公正競争規約 (平成17年11月10日公正取引委員会告示第23号)</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)</p> |
| 12 | ウィークリーマンション等 | 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 | |
| 13 | トランクルーム及び貸し収納業者 | (1) 倉庫業法第25条の7の規定により、同法第25条の認定を受けたトランクルーム以外の倉庫について、認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと | 倉庫業法(昭和31年法律第121号) |

| | | | |
|----|--------------------------|---|---------------------------|
| | | <p>紛らわしい名称を使用することはできない。</p> <p>(2)貸し収納業者は、会社名以外にトランクルームの名称は使用しないこととし、下記の主旨を明確に表示すること。</p> <p>(例)「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等</p> | |
| 14 | 墓地等 | 都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。 | 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号） |
| 15 | 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士等 | <p>(1)監督団体等の定める広告規制に基づいたものであること。</p> <p>(2)弁護士については、所属する弁護士会の名称を表示するものとし、勝訴率、担当した事件等は原則として掲載しないこと。</p> | |
| 16 | 旅行業 | <p>(1)旅行業法第5条第1項第2号に規定する登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。ただし、補償については、広告にすべて記載する必要はなく、詳細が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。</p> <p>(2)白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真を掲載するなどの不当表示に注意すること。</p> | 旅行業法（昭和27年法律第239号） |

| | | | |
|----|----------------|--|--|
| 17 | 通信販売業 | 特定商取引に関する法律第 11 条及び第 12 条及び特定商取引に関する法律施行規則第 8 条から第 11 条までの規定に反しないこと。 | 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号） 特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号） |
| 18 | 雑誌、週刊誌等 | (1)適正な品位を保った広告であること。 (2)プライバシーを尊重し、節度ある表現であること。 (3)犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避けること。 | |
| 19 | 映画、興行等 | (1)いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しないこと。 (2)内容を極端に歪めたり、一部分のみ誇張した表現等は掲載しないこと。 (3)年齢制限など一部規制を受けるものは、明確に表示すること。 | |
| 20 | 古物商、リサイクルショップ等 | (1)法令等に基づく許可を受け、その番号を明記すること。 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条に規定する市町村長の許可を受けていない者は、広告に廃棄物を処理することができる旨の表示はしないこと。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号） |

| | | | |
|----|--------------|--|--|
| | | (例)回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄等 | |
| 21 | 結婚相談所・交際紹介業 | (1)業界団体に加盟していることを明記すること。 (2)財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得しているなど、公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること。 | |
| 22 | 募金等 | 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていることとし、下記の主旨を明確に表示すること。 (例)「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」 | |
| 23 | 質屋、チケット等再販売業 | (1)個々の相場、金額等は表示しないこと。 (例)「〇〇のバッグ 30,000円」、「航空券(東京～福岡) 15,000円」等 (2)有利さを誤認させるような表示はしないこと。 | |
| 24 | 金融商品 | (1)投資信託等 ア 将来の利益が確実であること又は保証されていることを誤認させる表現はしない。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。 イ 元本保証がないなどリスクについて、目立つように分かりやすく表示すること。 | |